

令和6年度

全サービス共通

令和6年10月

伊万里市役所 長寿社会課 介護給付係
電 話:0955-23-2154
FAX:0955-22-7844
E-mail:kaigo-kyufu@city.imari.lg.jp

目次

1	令和6年度介護報酬改定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 1
2	省令、告示及び通知等の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 2
3	指定内容の変更、事業の廃止・休止・再開について・・・・・・・・	p 4
4	介護給付費算定に係る体制等に関する変更届（体制届）について・・・	p 5
5	災害発生時における被災・避難状況の連絡について・・・・・・・・	p 6
6	高齢者虐待の防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 7
7	介護サービス事業者の業務管理体制の届出及び整備等について・・・・	p 9
8	認知症介護基礎研修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 10
9	地域密着型サービスに必要な研修について・・・・・・・・・・	p 11
10	事故報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 12

1 令和6年度介護報酬改定について

令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりです。

(1) 改定率 +1.59%

※うち、介護職員の処遇改善分+0.98%、その他の改定率+0.61%

※改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果が見込まれ、これらを加えると、+0.45%相当の改定となります。

(2) 施行時期

ア 令和6年6月1日施行とするサービス

- ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導
- ・通所リハビリテーション

イ 令和6年4月1日施行とするサービス

- ・上記ア以外のサービス

(3) 処遇改善関係加算の加算率の引上げについて

加算率の引上げについては、令和6年6月1日施行となります。

(4) 補足給付に関わる見直し

ア 令和6年8月1日施行とする事項

- ・基準費用額の見直し

イ 令和7年8月1日施行とする事項

- ・多床室の室料負担

2 省令、告示及び通知等の改正

改正内容の主な項目は、以下のとおりです。詳細については、各サービスの資料及び厚生労働省通知にてご確認ください。

(1) 人員配置基準における両立支援への配慮 [3. (2) ⑦] 【全サービス】 ・常勤の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として取扱うことを認める。 ・「常勤換算法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と取扱うことを認める。
(2) 管理者の責務及び兼務範囲の明確化 [3. (3) ①] 【全サービス】 ・提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨が明確化された。 ※令和6年度介護報酬改定に関するQ&A vol. 1 問184
(3) いわゆるローカルルールについて [3. (3) ②] 【全サービス】 ・都道府県及び市町村に対して、人員配置基準に係るいわゆるローカルルールについて、あくまでも厚生労働省令に従う範囲内で地域の実情に応じた内容とする必要があること、事業者から説明を求められた場合には当該地域における当該ルールの必要性を説明できるようにすること等を求める。 ※令和6年度介護報酬改定に関するQ&A vol. 1 問183
(4) 「書面掲示」規制の見直し [5. ①] 【全サービス】 ・運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。 ※令和7年度から義務付け

(5) テレワークの取扱い [3. (2) ①] 【全サービス（居宅療養管理指導★を除く。）】 ・人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の待遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。
(6) 業務継続計画未策定事業所に対する減算 [1. (5) ④] ★定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防支援) 居宅介護支援 ☆地域密着型通所介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (単位数) 施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 ★のサービス R7.3.31 までの間減算の対象としない ☆のサービス 原則減算の対象（1年間の経過措置要件もあり） (算定要件) 業務継続計画の策定
(7) 高齢者虐待防止の推進 [1. (6) ①] 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、(介護予防支援) 居宅介護支援 (単位数) 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (算定要件) 虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合

3 指定内容の変更、事業の廃止・休止・再開について

(1) 変更届

- ア 指定内容に変更を生じた場合は、変更届出書に「標準添付書類一覧」記載の必要書類を添付のうえ、変更があった日から10日以内に届け出てください。なお、標準添付書類一覧の写しも、必ず添付して提出してください。
- イ 法人の代表者、役員、事業所の管理者、サービス提供責任者（訪問介護）及び介護支援専門員が異動する場合は、必ず届け出てください。なお、法人の役員等の変更（退任）の場合は、届出不要ですが、役員が新規に就任する場合は、誓約書（標準様式6、参考様式6-2、暴力団排除）を提出してください。
- ウ 事業所の移転や工事を伴った事業所の構造・専用区画等の増改築等で設備を変更する場合は、設備基準に合致しているか確認する必要があります。移転や増改築等の前に、必ず市長寿社会課と協議してください。
- エ 事業所の譲渡や法人の合併、分社等、開設者が変わる場合には、新規扱いとなります。必ず、事前に市長寿社会課と協議してください。
- オ 運営規程に定める事項（営業日及び営業時間、通常の事業の実施地域等）を変更した場合には、原則として変更届を提出してください。
- カ 上記の変更に伴い、業務管理体制の届出事項に変更が生じる場合（法人名称・法人の本社所在地・代表者の住所・氏名・生年月日・法令遵守責任者等の氏名・生年月日等が変更する場合は、業務管理体制の変更届出が別に必要となりますので、こちらも併せて提出してください。

(2) 廃止・休止・再開届

- ア 廃止又は休止しようとするときは、市長寿社会課と事前相談の上、その1か月前までに届出を行い、再開しようとするときは、2か月前までに必ず市長寿社会課に連絡してください。
- イ 廃止・休止の場合は、あらかじめ担当介護支援専門員や市長寿社会課に廃止・休止の予定日を連絡し、現にサービスを受けている利用者が同等のサービスを引き続き受けることができるよう、引継ぎを含めた適切な措置が講じられているかどうかを確認します。

4 介護給付費算定に係る体制等に関する変更届（体制届）について

（１）新たに加算を算定する場合又は算定内容を変更する場合

- ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防支援）居宅介護支援

加算の算定を開始しようとする月の前月の１５日まで（１５日が休日の場合は、翌開庁日まで）に提出してください。１６日以降に提出された場合は、翌々月からの算定開始となります。また、加算要件の確認のため、別表の添付漏れに留意してください。

- イ （介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

加算の算定を開始しようとする月の初日まで（初日が休日の場合は、前開庁日まで）に提出してください。初日の翌日以降に提出された場合は、翌月からの算定開始となります。また、加算要件の確認のため、別表の添付漏れに留意してください。

（２）加算の算定を終了する場合

要件を満たさなくなったなどで、加算の算定をしなくなる場合は、速やかに体制届を提出してください。

5 災害発生時における被災・避難状況の連絡について

佐賀県地域防災計画においては、社会福祉施設が被災した場合や利用者が避難指示等により避難した場合には、当該施設から市町を通じて県に連絡することとなっています。

つきましては、施設・事業所が被災した場合は、速やかに市長寿社会課に連絡いただくとともに、所在する地域において警戒レベル3（高齢者避難等）以上の警報が発令された場合等においては、あらかじめ定められた避難計画等に基づき、迅速かつ安全に適切な対応（避難、屋内待機等）をとった上で、速やかに市長寿社会課に対して報告（様式1 災害時報告様式）をお願いします。

また、災害の状況が一定程度落ち着いた段階で、被災及び避難の詳しい情報（様式2 被災情報・避難情報報告様式）を電子メール又はFAX等で送付をお願いします。

なお、施設・事業所の災害対応マニュアル等においても、災害発生時の被災・避難状況の連絡先、内容等について記載いただくとともに、市長寿社会課の連絡先を施設・事業所職員の目につく場所に掲示してください。

6 高齢者虐待の防止について

(1) 高齢者虐待防止法について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）は、平成18年4月1日に施行されました。この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。

また、国民全般に高齢者虐待に係る通報義務等を課し、福祉・医療関係者に高齢者虐待の早期発見等への協力を求めるとともに、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保するための関係法令に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ。）、都道府県の適切な権限行使等について定められています。

(2) 高齢者虐待とは

高齢者（65歳以上の者）に対して、養護者（高齢者を現に養護する家族、親族、同居人など）や養介護施設従事者等（高齢者福祉施設や介護保険サービス事業所等の職員等）による次のような行為を高齢者虐待といいます

ア 身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること

イ 介護・世話の放棄・放任

高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

ウ 心理的虐待

著しい暴言又は著しく拒絶的な対応など著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

エ 性的虐待

わいせつな行為をする、又はわいせつな行為をさせること

オ 経済的虐待

財産を不当に処分することなど高齢者から不当に財産上の利益を得ること

(3) 養介護施設・養介護施設従事者等の責務

「高齢者虐待防止法」に規定する養介護施設・要介護施設従事者等の責務として主なものは下記のとおりです

第5条 養介護施設、病院、～（略）～高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

第20条 養介護施設の設置者～（略）～養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、～（略）～高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

第21条 養介護施設従事者等は、～（略）～高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

同条7項 養介護施設従事者等は、～（略）～通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

（４）身体拘束と高齢者虐待との関係

「緊急やむを得ない場合」の適正な手続きを経ていない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

身体的拘束等は、医療や介護の現場では援助技術の一つとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあることに加え、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えている実態があります。

また、身体的拘束等による高齢者への行動制限は、医療機関や介護保険施設等だけでなく、家庭内における在宅介護等の場面でも発生する可能性があり、在宅であっても身体的拘束等は高齢者に対して精神的苦痛や身体的機能の低下を招く危険性があることは同様です。

ただし、高齢者や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議発行）において「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束は高齢者虐待に該当します。緊急やむを得ない場合として拘束が認められる３要件（〔１〕切迫性、〔２〕非代替性、〔３〕一時性）の全てを満たす事に加え、本人や家族への説明、観察と再検討による定期的な再評価、記録が必要となります。

7 介護サービス事業者の業務管理体制の届出及び整備等について

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス事業者（以下「事業者」といいます。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

これは、介護サービス事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、不正事案を未然に防止することで、利用者の保護と介護保険事業の健全かつ適正な運営を図ることを目的としたものです。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を、国、都道府県又は保険者に、遅滞なく届け出なければなりません。

また、届出先は事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所（本社・本部）の所在地で決まるものでないので、注意してください。

8 認知症介護基礎研修について

令和3年度介護報酬改定において、介護サービス事業者は、医療・福祉関係の資格を有さない全ての介護職員について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることとされており、令和6年4月1日から義務化されています。

新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎認知症介護基礎研修を受講させることが必要です。

なお、対象となる職員に認知症介護基礎研修を受講させないまま働かせた場合、運営基準違反となります。詳細は佐賀県ホームページでご確認ください。

9 地域密着型サービスに必要な研修について

研修については、年に1回開催の研修があります。人事異動等の際に必ずご確認ください。

(1) 代表者

- ア 対象サービス 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護
- イ 必要な研修 認知症対応型サービス事業開設者研修
※みなし措置あり

(2) 管理者

- ア 対象サービス 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護
- イ 必要な研修 認知症対応型サービス事業管理者研修
※みなし措置あり
※受講には認知症介護実践者研修又は実務者研修(基礎課程)の修了が必要

(3-1) 計画作成担当者(介護支援専門員)

- ア 対象サービス 認知症対応型共同生活介護
- イ 必要な研修 認知症介護実践者研修又は実務者研修(基礎課程)

(3-2) 計画作成担当者(介護支援専門員)

- ア 対象サービス 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護
- イ 必要な研修 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
※認知症介護実践者研修又は実務者研修(基礎課程)の修了が必要

10 事故報告について

下記の事故等については所要の措置が終了した後、原則として市長寿社会課に指定様式を用いて、速やかに報告してください。

- (1) 死亡に至った事故
- (2) 医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- (3) 食中毒及び感染症、結核等の発生の場合
- (4) 従業員の法令違反・不祥事などの発生の場合
- (5) その他報告が必要と認められる事故（徘徊、他者の薬を誤って服用したなど）の発生の場合